

原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 6 年目を迎えるとしているが、今なお 9 万人近い人々が全国 47 都道府県で不安な避難生活を送っている。

政府は昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者（区域外避難者）に対する借り上げ住宅等の無償提供を平成 29 年 3 月限りで打ち切ることを決定した。打ち切り対象世帯は 1 万 2,500 世帯 3 万 2,300 人といわれ、本市においても 166 世帯 419 人を数えている。

しかし、期限が 3 か月後に迫った今も、対象者の実態把握は途上にあり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていない。

自主避難者にとって住宅は最も基本的な生活の基盤である。自助努力で避難生活をつないでいる一人親避難者にとっては、唯一の命綱である。これを切られることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切りかねない。

このような状況のなか、避難者を受け入れている山形県や新潟県、そして山形市、米沢市などの自治体からも支援継続の声が寄せられている。

平成 24 年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるよう、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」ことをうたっている。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立によってなされるべきである。

よって本議会は、下記の事項を強く求める。

記

1. 政府は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、平成 29 年 3 月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること。

2. 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的、継続的な住宅支援制度を早急に確立すること。

3. 政府は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 21 日

福島県伊達市議会議長 安藤 喜昭

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 高市 早苗 様

文部科学大臣 松野 博一 様

経済産業大臣 世耕 弘成 様

復興大臣 今村 雅弘 様